

## 第 2 期 決 算 公 告

2021年6月25日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
株式会社 関西みらい銀行  
代表取締役社長 菅 哲 哉

### 連 結 貸 借 対 照 表 ( 2021年3月31日現在 )

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	2,336,437	預 金	7,398,064
買 入 金 銭 債 権	128	譲 渡 性 預 金	234,070
有 価 証 券	908,769	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	801,476
貸 出 金	6,654,395	借 用 金	1,244,474
外 国 為 替	11,638	外 国 為 替	162
リース債権及びリース投資資産	26,938	そ の 他 負 債	71,420
そ の 他 資 産	85,236	賞 与 引 当 金	3,565
有 形 固 定 資 産	74,116	退 職 給 付 に 係 る 負 債	9,469
建 物	18,974	そ の 他 の 引 当 金	4,363
土 地	49,595	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	215
リ ー ス 資 産	408	支 払 承 諾	15,377
建 設 仮 勘 定	0	負 債 の 部 合 計	9,782,660
その他の有形固定資産	5,138	( 純 資 産 の 部 )	
無 形 固 定 資 産	8,606	資 本 金	38,971
ソ フ ト ウ ェ ア	1,121	資 本 剰 余 金	171,012
の れ ん	6,568	利 益 剰 余 金	131,668
リ ー ス 資 産	95	株 主 資 本 合 計	341,652
その他の無形固定資産	820	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,233
退 職 給 付 に 係 る 資 産	19,433	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	162
繰 延 税 金 資 産	24,768	土 地 再 評 価 差 額 金	458
支 払 承 諾 見 返	15,377	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	4,341
貸 倒 引 当 金	39,189	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	1,187
		非 支 配 株 主 持 分	1,157
		純 資 産 の 部 合 計	343,998
資 産 の 部 合 計	10,126,658	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	10,126,658

連結損益計算書 〔 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		130,278
資金運用収益	80,315	
貸出金利息	73,540	
有価証券利息配当金	4,616	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	903	
その他の受入利息	1,254	
役務取引等収益	31,507	
その他業務収益	13,190	
その他経常収益	5,265	
償却債権取立益	1,771	
その他の経常収益	3,494	
経常費用		115,972
資金調達費用	2,744	
預金利息	2,637	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息及び売渡手形利息	130	
債券貸借取引支払利息	15	
借入金利息	105	
その他の支払利息	109	
役務取引等費用	10,955	
その他業務費用	10,755	
営業経費	79,247	
その他経常費用	12,269	
貸倒引当金繰入額	6,736	
その他の経常費用	5,533	
経常利益		14,306
特別利益		1,963
固定資産処分益	1,963	
特別損失		2,698
固定資産処分損失	498	
減損損失	2,200	
税金等調整前当期純利益		13,571
法人税、住民税及び事業税	3,859	
法人税等調整額	49	
法人税等合計		3,909
当期純利益		9,662
非支配株主に帰属する当期純利益		10
親会社株主に帰属する当期純利益		9,673

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(連結財務諸表の作成方針)

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

関西みらいリース株式会社

関西みらい保証株式会社

関西総合信用株式会社

びわこ信用保証株式会社

株式会社びわこビジネスサービス

幸福カード株式会社

非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 6社

## 会計方針に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）その他の有価証券のうち株式については連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～50年
その他	2年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の破綻懸念先に対する債権、及び貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）で、当該債務者に対する債権の全部または一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は73,644百万円であります。

### (6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

### (7) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。  
主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金 2,802 百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 1,247 百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

#### (8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### (10) 重要なヘッジ会計の方法

##### 金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、当社並びに連結される子会社及び子法人等の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

##### 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### (11) 消費税等の会計処理

当社及び連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を新たに記載しております。

#### (重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、「貸倒引当金」であります。

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 39,189 百万円

なお、上記の金額には、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」）の感染拡大とこれに伴う経済活動の停滞により影響を受ける債務者に対する貸出金等（124,271 百万円）に内包する信用リスクに備えた追加的な引当金 908 百万円が含まれております。

##### (2) 重要な会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

###### 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

なお、上述の追加的な引当金の算出にあたっては、当社の貸出金等について、COVID-19の感染拡大の影響分析に基づき、各債務者の信用リスクに重要な影響が及ぶと推定される業種を選定し、当該業種に属する要注意先の貸出金等については、貸倒発生や債務者区分の遷移状況等を考慮すると特に今後予想される業績悪化の程度に不確実性が伴うことから、当該貸出金等が内包する信用リスクを反映する目的で過去の貸倒実績率に一定の修正を加えた予想損失率を用いて計上しております。

###### 主要な仮定

貸倒引当金に係る主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定におけ

る貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に判定し、設定しております。

また、上述の追加的な引当金については、従来はCOVID-19の感染拡大とこれに伴う経済活動の停滞が2021年度中は継続するものと仮定しておりましたが、現状のCOVID-19の感染状況に鑑み、その影響は2021年度以降も2年程度は継続するものとの仮定に変更しております。

翌連結会計年度の連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特に、COVID-19の感染状況や経済活動への影響の変化に伴い、上述の追加的な引当金の対象となる貸出金等に係る業種や予想損失率等に変更があった場合には、上述の追加的な引当金額は増減する可能性があります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,094百万円、延滞債権額は86,390百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は906百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は50,442百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は139,832百万円であります。

なお、上記1.から3.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2020年10月8日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,260百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

### 担保に供している資産

有価証券	497,937百万円
貸出金	1,254,558百万円
リース債権及びリース投資資産	1,378百万円
その他資産	621百万円

### 担保資産に対応する債務

預金	19,616百万円
借入金	1,236,664百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金3,800百万円、その他資産27,821百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金4,971百万円、敷金保証金2,864百万円、先物取引差入証拠金500百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、747,480百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が684,377百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

458百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 45,186百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 10,340百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は51,864百万円であります。

12. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準）は8.79%であります。

（連結損益計算書関係）

1. その他経常収益には、株式等売却益2,700百万円を含んでおります。

2. その他経常費用には、貸出金償却2,089百万円、経営統合関連費用768百万円及び株式等売却損541百万円を含んでおります。

3. 営業用店舗については、主として営業店毎（複数店がエリア（地域）で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎）に継続的な収支の把握を行っていることから営業店（又はエリア）をグルーピングの単位としております。遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

また、その他の連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。

このうち、店舗統合・移転等の決定、及び営業キャッシュ・フローの低下した以下の営業用店舗や遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計2,200百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	用途	種類	減損損失
大阪府下	営業用店舗等	土地建物等	1,771百万円
滋賀県下	営業用店舗等	土地建物等	219百万円
兵庫県下	営業用店舗等	土地建物等	13百万円
上記以外	営業用店舗等	土地建物等	195百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

4. 包括利益 18,664百万円

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、真にお客さまに役立つ金融サービス業を目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社の収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当社は預金の受入れ、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当社では、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ部門間での採算管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理(ALM)を行っております。その一環として、長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためのデリバティブ取引を行うとともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

当社の連結子会社には、国内において信用保証等を行っている子会社等があります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

##### 貸出資産の内容及びそのリスク

当社は大阪府・滋賀県を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

##### 有価証券の内容及びそのリスク

当社で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金等であり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的等で保有しております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

##### デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当社で取り扱っているデリバティブ取引には、金利関連における金利スワップ取引、通貨関連における為替予約取引、株式関連における株価指数先物取引、債券関連における債券先物取引があります。

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、及び金融資産・負債のヘッジ取引の目的でデリバティブ取引を取り扱っております。

#### ( )お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。

当社では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社ではデリバティブ取引について次のような考え方のもとで取り組んでおります。

##### ・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み等の取引条件や、ヘッジの有効性(当初に意図した経済効果が得られなくなる場合、ヘッジ取引による経済効果がお客さまにとって不利となる場合等の説明を含む)市場リスク、信用リスク等について、必ず書面(提案書・デリバティブリスク説明書等)を使用して十分に説明すること。

説明にあたっては正確な用語を用いるとともに、難解な専門用語は平易な言葉で説明すること。また、所定の書面等の理解チェック欄を使用する等により、説明漏れがないこと及び理解したことを当社とお客さまの双方で共同確認を行うこと。

##### ・自己責任の原則と取引能力

取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。また、お客さまの知識、経験、財産、取引目的、損失負担能力、社内管理体制等に照らして、取引金額、年限及びリスク度等不相当と認められる取引は行わないこと。

・時価情報（お客さまの含み損益の状況）の提供

取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

#### ( )金融資産・負債のヘッジ取引

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスク等を適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

金利リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や、将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。

これらヘッジ取引となるデリバティブ取引については、検証方法に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。

デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等して、与信判断・管理を行う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行う等の運営管理にも努めております。

デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述(3)のとおり適切に管理しております。

#### 金融負債の内容及びそのリスク

当社はお客さまからの預金受入れや、市場からの調達にて資金調達を行っております。

これらについては、金利の変動リスクや、金融経済環境の変化等により、調達が困難になる流動性リスクがあります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では銀行持株会社である株式会社関西みらいフィナンシャルグループにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理体制を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

#### 信用リスクの管理

当社における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当社では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。

融資会議は、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、当社では信用リスクのコントロール・削減に向け取り組んでおります。

たとえば、特定先（グループ）に対する与信集中リスクについては、当社の経営に対して重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、クレジット・リミット（クレジットシーリング）を設定する等の方法により厳格な管理を行っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

#### 市場リスクの管理

##### ( ) 市場リスク管理体制

当社における市場リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に勘案し、それらの対応を協議・報告する会議としてALM委員会を

設置しております。

当社は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはVaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク額算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等の残高限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク額、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに、リスク管理部（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。

#### （ ）市場リスクに係る定量的情報

当社では、金融商品の保有目的に応じてトレーディング、バンキング、政策投資株式の区分で市場リスクに係る VaR を算出しております。なお、一部の商品や子会社のリスク額は、当社の市場リスクに係るリスク額には含めておりませんが、影響が軽微であることを確認しております。

#### （ア）トレーディング

当社は特定取引勘定を設けておらず、商品有価証券と外国為替ポジションをトレーディング目的と区分しております。

当社では、トレーディング目的で保有する金融商品に関する VaR の算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 10 営業日、信頼区間 99%、観測期間 250 営業日）を採用しております。

当期の連結決算日現在で当社のトレーディング業務のリスク額は 2 百万円（前連結会計年度末は 2 百万円）であります。

#### （イ）バンキング

当社において、トレーディング目的で保有する金融商品及び政策投資目的で保有する株式以外の金融商品やその他の資産、負債は、バンキング業務で取り扱っております。

当社では、バンキング業務に関する VaR の算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 20 営業日、信頼区間 99%、観測期間 1,250 営業日）を採用しております。

当期の連結決算日現在で当社のバンキング業務のリスク額は、全体で 10,927 百万円（前連結会計年度末は 15,148 百万円）であります。

#### （ウ）政策投資株式

当社において、政策投資目的で保有する株式については、トレーディング業務やバンキング業務と区分して VaR の算出やリスクの管理を行っております。

当社では、政策投資株式に関する VaR の算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 125 営業日、信頼区間 99%、観測期間 1,250 営業日）を採用し、減損リスクを対象にリスク額を算出しております。

当期の連結決算日現在で当社の政策投資株式のリスク額は 340 百万円（前連結会計年度末は 774 百万円）であります。

#### （エ）市場リスクの VaR の検証体制等

当社では、VaR 算出単位毎にモデルが算出する VaR と実際の時価の変動を比較するバックテストングを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク額を計測しているものであり、過去の相場変動から予想される範囲を超える相場変動が発生した場合等においては、VaR を超える時価の変動が発生するリスクがあると認識しております。

#### 流動性リスクの管理

当社における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ALM 委員会により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。

当社は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び 3 段階の流動性緊急時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

当社では、自社の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。

また必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引の市場流動性の状況を調査・報告するとともに、必要に応じてガイドラインを設定・日次でモニタリングする等により、適切な管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。算定に採用した前提条件の内容については、後述「2 金融商品の時価等に関する事項(注1)金融商品の時価の算定方法」をご参照下さい。

なお、本件金融商品の時価等には、当社がお客さまに販売した投資信託等の貸借対照表に計上されない取引は含まれておりません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	2,336,437	2,336,437	
(2) 買入金銭債権	128	128	
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	271,821	271,681	140
その他有価証券	633,133	633,133	
(4) 貸出金	6,654,395		
貸倒引当金（ 1 ）	38,802		
	6,615,593	6,648,910	33,317
(5) 外国為替（ 1 ）	11,635	11,638	3
(6) リース債権及びリース投資資産（ 1 ）	26,842	28,166	1,323
(7) その他資産（ 1、 2 ）	20,098	20,016	81
資産計	9,915,690	9,950,112	34,422
(1) 預金	7,398,064	7,398,095	31
(2) 譲渡性預金	234,070	234,070	
(3) コールマネー及び売渡手形	801,476	801,476	
(4) 借入金	1,244,474	1,244,488	14
(5) 外国為替	162	162	
負債計	9,678,248	9,678,294	45
デリバティブ取引（ 3 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,479	4,479	
ヘッジ会計が適用されているもの	(627)	(627)	
デリバティブ取引計	3,852	3,852	

（ 1 ）貸出金に対応する一般貸倒引当金、及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替、リース債権及びリース投資資産、その他資産に対する貸倒引当金は重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（ 2 ）デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（ 3 ）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

### （注1）金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、譲渡性預け金は、将来のキャッシュ・フローを割引いて算定した現在価値を時価としております。

##### (2) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書等については、外部業者（ブローカー）から提示された価格や市場価格に基づく価額を時価としております。

### (3) 有価証券

株式は当連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額、債券（私募債を除く）は市場価格や外部業者から提示された価格に基づく価額を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格や外部業者から提示された価格に基づく価額を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を発行体の信用力を反映した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

### (4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分、残存期間ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

### (5) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (6) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

### (7) その他資産

その他資産のうち、延払債権については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

### (3) コールマネー及び売渡手形

残存期間が1年以下のコールマネーについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が1年を超えるコールマネーは、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

### (4) 借入金

借入金は、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国為替は、外国送金に伴う他の銀行への未払金（売渡外国為替）及びお客さまへの未払金（未払外国為替）であります。これらは約定期間が短期間（1年以内）の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨スワップ等）であり、割引現在価値等により算定した価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1、2)	2,403
組合出資金(*3)	1,539
合 計	3,943

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	35,401	36,161	760
	地方債	2,691	2,714	22
	社債	62,089	62,989	900
	小計	100,183	101,865	1,682
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	159,053	157,312	1,740
	地方債	1,360	1,356	3
	社債	11,224	11,146	78
	小計	171,638	169,815	1,822
合計		271,821	271,681	140

3. その他有価証券(2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	9,045	4,078	4,967
	債券	192,391	191,892	499
	地方債	60,419	60,393	26
	社債	131,972	131,499	472
	その他	50,379	46,178	4,201
	小計	251,177	242,149	9,028
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	201	220	19
	債券	342,018	342,695	677
	国債	125,162	125,426	264
	地方債	28,101	28,121	20
	社債	188,753	189,147	393
	その他	39,096	40,732	1,636
	小計	381,316	383,649	2,333
合計		633,133	625,798	7,335

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自2020年4月1日至2021年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	5,191	2,654	
債券	31,225	102	
国債	28,290	101	
地方債	2,884	0	
社債	51	0	
その他	12,933	617	869
合計	49,350	3,374	869

#### 5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計期間における減損処理額は、49百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

#### （1株当たり情報）

1株当たりの純資産	3,752円64銭
1株当たりの純利益	105円87銭